

答申

第1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和3年11月17日付け健対第1400号。以下「本件処分」という。）において非開示とした別記1の表の「非開示項目」のうち、同表の「開示すべき部分」欄に掲げる各部分は開示すべきであるが、その他の部分を非開示としたことは妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和3年10月20日付けで、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、「新型コロナワクチン副反応疑い報告書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

予防接種法に基づき国から県へ通知された予防接種後副反応疑い報告書（以下、「副反応疑い報告書」という。）を公文書として特定した。

イ 開示をしない部分及び理由

実施機関は、当該文書の下表右欄を条例第7条第2号（個人に関する情報）に該当するとして非開示とした。

副反応疑い報告書の項目	左欄のうち本件処分において非開示としたもの
(1) 予防接種法上定期接種・臨時接種、任意接種の別	—
(2) 患者（被接種者）	①氏名又はイニシャル（姓・名）、②接種時年齢のうち月数、③住所、④生年月日
(3) 報告者	①氏名、②報告者の区分、③医療機関名、④電話番号、⑤住所
(4) 接種場所	①医療機関名、②住所
(5) ワクチン	接種回数
(6) 接種の状況	①接種日のうち時刻、②出生体重、③接種前の体温、④家族歴、⑤予診票での留意点
(7) 症状の概要	①発生日時のうち時刻、②他要因（他の疾患等）の可能性の有無、③概要
(8) 症状の程度	症状が重い場合の具体的な程度
(9) 症状の転帰	「4 後遺症」の場合の症状名
(10) 報告者意見	記載内容全て
(11) 報告回数	報告回数

(12)その他（欄外）	①PMDA 受付番号、②報告書 ID、③欄外の記載、PMDA の補足情報等のうち個人情報、個人の特定に繋がる記載、報告回数、④FAX 送受信情報のうち送信者名及び FAX 番号、⑤印影（訂正印）
-------------	---

（上記カッコ付き数字及び○囲み数字は、副反応疑い報告書に記載はなく、本答申において便宜上付したものである。以下同じ。）

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年12月1日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

住所・氏名などいわゆる個人情報以外の情報は全て開示を求める。

2 理由

(1) 公文書の特定について

実施機関は、本件処分において、国の「予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告状況について」（報告症例一覧）（以下「報告症例一覧」という。）で公表されている情報を開示したが、国は他の公表資料で、基礎疾患、症状経過、他要因の可能性の有無等も公表しており、実施機関がなぜ副反応疑い報告書だけを開示の根拠として選んだのかの説明がない。

(2) 対象公文書の部分開示について

- ・ 県は、厚生労働省が推し進めるワクチン接種を富山県民に行っているため、国と同様の情報開示をする必要がある。
- ・ 副反応疑い報告書の情報を国が公表する情報と照合することにより、特定の個人を識別できるおそれは全くない。
- ・ 副反応疑い報告書の件数が多いことは、「情報公開条例の解釈及び運用の基準」の「当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合」に該当するため、個人情報保護より情報開示が優先されるべきである。よって情報公開条例第7条第2号イに違反する。
- ・ 副反応疑い報告書中の「症状の概要欄」等を開示しないことは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という。）第1条に規定する「保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止」に違反している。

(3) 公文書の空欄箇所への対応について

本件処分が開示された「症状名」欄について、その箇所に症状名の記載が無い場合、ワクチン分科会では症状の概要から症状名を抜粋して公表しているが、実施機関は抜粋して公表することなく空欄にしており、職務怠慢、意図的な情報隠蔽である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

1 公文書の特定について

本県においてワクチンの副反応に関して保有する文書は、予防接種法に基づき国から県へ提供される副反応疑い報告書のみである。

2 対象公文書の部分開示について

- ・情報公開は、各自治体の条例等に基づき行うべきものであって、国と同様の情報開示をすべきとはされていない。
- ・国においては報告症例一覧の公開に当たり、都道府県名は公表していないが、本件処分による公表情報と掛け合わせることで、どの症例が、富山県の事例かの特定が可能となり、特定の個人の識別に繋がるおそれが生じうることを考慮し部分開示とした。
- ・副反応疑い報告書で非開示とした個人に関する情報は、患者個人の病歴、アレルギーの対象、服薬中の薬剤名、行動歴、家族の病歴など、個人の人格と密接に関連する情報を含んでおり、通常他人に知られたくない情報であることから、当該情報を開示することは、個人の権利利益を害するおそれがある。本件処分を行うに当たり、当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回るとは認められないと判断したものである。
- ・薬機法の目的は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、並びにこれらの使用による保健衛生上の被害の発生及び拡大の防止のために、必要な規制を行うこと等により、保健衛生の向上を図ることである。本件処分については、情報公開条例に基づき判断すべきであり、同法第1条に違反するとの主張は当たらない。

3 公文書の空欄箇所への対応について

県の情報公開制度では、保有する公文書を開示することから、空欄箇所があったとしても保有文書をそのまま開示することになる。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

(1) 公文書の特定

予防接種による副反応疑いに係る報告は、予防接種法に基づき医療機関からPMDA（（独）医薬品医療機器総合機構）を経由して国に報告されるものと、薬機法に基づき製造販売業者からPMDAを経由して国に報告されるものしかなく、県が副反応疑いに係る報告を受ける立場にはない。一方で、医療機関から報告される副反応疑い報告書は、制度上、国から県に情報提供されることになっており、実施機関による公文書の特定は妥当である。

(2) 条例第7条第2号の該当性

本件審査請求については、個人情報であることを理由に非開示とした箇所について、条例第7条第2号（以下、「条例」という。）に該当するかどうか争点となっている。審査

会では、副反応疑い報告書に記載されている情報を3つに分類し、本件処分の妥当性について検討を行った。

ア 「特定の個人を識別することができる情報」

条例では、当該情報は非開示とする情報である。審査会では、(2)患者(被接種者)欄の①氏名、③住所(市町村以下)及び④生年月日、(3)報告者欄の①氏名並びに(12)欄外の⑤印影(訂正印)を当該情報に該当する項目と判断した。当該項目を非開示とした本件処分は妥当である。

ただし、審査会では、(2)患者(被接種者)欄の③住所のうち都道府県については、本県が保有している副反応疑い報告書が全て富山県在住者のものであることから、開示すべきと判断した。

イ 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報」

条例では、当該情報は非開示とする情報である。審査会では、当該情報を県や国の公表資料等一般人が通常入手し得る情報だけでなく、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられるような情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報とし、当該情報に該当する項目を、(2)患者(被接種者)欄の①イニシャル(姓・名)及び②接種時年齢のうち月数、(3)報告者欄の②報告者の区分(1接種者(医師)、2接種者(医師以外)、3主治医、4その他)のうち「4その他」の場合の記載箇所、③医療機関名、④電話番号及び⑤住所、(4)接種場所欄の①医療機関名及び②住所、(12)その他(欄外)の①PMDA受付番号、②報告書ID、③PMDAの補足情報等のうち個人情報や個人の特定に繋がる記載並びに④FAX送受信情報のうち送信者名及びFAX番号と判断した。当該情報を非開示とした本件処分は妥当である。

なお、審査会において、(3)報告者欄の②報告者の区分(1接種者(医師)、2接種者(医師以外)、3主治医、4その他)のうち1~4の項目(○囲み含む)、(5)ワクチン欄の接種回数、(11)報告回数欄の報告回数、(12)その他(欄外)の③欄外の記載、PMDAの補足情報等のうち報告回数については、他の情報と照合しても特定の個人を識別できるとまではいえないと認め、開示すべきと判断した。

ウ 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」

条例では、当該情報は非開示とする情報である。審査会では、(6)接種の状況欄の②出生体重、④家族歴及び⑤予診票での留意点(有の場合の記載内容)、(7)症状の概要欄の②他要因(他の疾患等)の可能性の有無(有の場合の記載内容)及び③概要(症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)の記載内容(製造販売業者の情報提供除く)、(8)症状の程度欄の症状が重い場合で「5入院」の()書きが記載されている場合の病院名、医師名、入院日、退院日、(9)症状の転帰欄のうち「4後遺症」の場合の症状名、(10)報告者意見を当該情報に該当する項目と判断した。

併せて、これらの項目は、条例ただし書きイ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と比較衡量する必要があ

ると認めた。当該項目は、医師法第24条に基づくカルテ（診療録）と同じように、患者個人の疾患歴や身体はどこに、いつ、どのような症状が出現したかというような、症状の細かい経過など通常他人に知られたいくない情報が含まれていること、また患者個人の病歴等いわゆる「センシティブ情報」を開示することが、開示しないことにより保護される被接種者等の利益に明らかに優越する公益上の理由があるとまではいえないとする判例（浦和地平成2年3月26日判・昭和63年（行ウ）6号、高松高平成20年7月29日判・平成18年（行コ）22号及び名古屋高平成23年8月24日判・平成22年（行コ）47号）を踏まえ、条例ただし書きイに該当するとまではいえないものと判断した。当該項目を非開示とした本件処分は妥当である。

また、審査会では、(6)接種の状況欄の①接種日のうち時刻、③接種前の体温及び⑤予診票での留意点（基礎疾患、アレルギー、最近1ヶ月以内のワクチン接種や病気、服薬中の薬、過去の副作用歴、発育状況等）のうち有・無（○囲み含む）、(7)症状の概要欄の①発生日時のうち時刻、②他要因（他の疾患等）の可能性の有無のうち有・無（○囲み含む）及び③概要（症状・徴候・臨床経過・診断・検査等）のうち製造販売業者への情報提供の有無（○囲み含む）、(8)症状の程度欄の症状が重い場合の（1死亡、2障害、3死亡につながるおそれ、4障害につながるおそれ、5入院（病院名、医師名、入院日、退院日）、6上記1～5に準じて重い、7後世代における先天性の疾病又は異常）のうち1～7の項目（○囲み含む）について、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」とまではいえないと認め、開示すべきと判断した。

(3) 公文書の空欄箇所への対応について

特定された公文書は、予防接種法に基づき国から県へ通知されたものであり、通知された時点で空欄であったものを開示したにすぎない。よって実施機関の対応は、妥当である。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、下記のとおりである。

当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年5月11日	実施機関から諮問書を受理
令和4年6月29日 (第182回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年8月3日 (第183回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議

令和4年9月2日 (第184回審査会)	・審議
令和4年10月3日 (第185回審査会)	・審議
令和4年11月7日 (第186回審査会)	・審議
令和4年12月12日 (第187回審査会)	・審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
大石 貴之	弁護士	会長職務代理
大原 弘之	弁護士	
神山 智美	富山大学経済学部准教授	会長
中村 正美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西田 隆文	高岡商工会議所専務理事	

別記1

非開示項目		審査会の判断			
		開示すべき部分	部分開示の場合の 非開示部分	備考	
患者 (被接種者)	氏名又はイニシャル(姓・名)	非開示			第7条第2号に該当
	接種時年齢のうち月数	非開示			第7条第2号に該当
	住所	部分開示	都道府県	市町村以下	第7条第2号に該当
	生年月日	非開示			第7条第2号に該当
報告者	氏名	非開示			第7条第2号に該当
	報告者の区分 (1接種者(医師)、2接種者(医師以外)、3主治医、4その他)	部分開示	1~4の項目 (○囲み含む)	「4その他」の場合の記載箇所	第7条第2号に該当
	医療機関名	非開示			第7条第2号に該当
	電話番号	非開示			第7条第2号に該当

	住所	非開示			第7条第2号に該当
接種場所	医療機関名	非開示			第7条第2号に該当
	住所	非開示			第7条第2号に該当
ワクチン	接種回数	開示			
接種の状況	接種日のうち時刻	開示			
	出生体重	非開示			第7条第2号に該当
	接種前の体温	開示			
	家族歴	非開示			第7条第2号に該当
	予診票での留意点 (基礎疾患、アレルギー、最近1ヶ月以内のワクチン接種や病気、服薬中の薬、過去の副作用歴、発育状況等)	部分開示	有・無 (○囲み含む)	有の場合の記載内容	第7条第2号に該当
症状の概要	発生日時のうち時刻	開示			
	他要因 (他の疾患等) の可能性の有無	部分開示	有・無 (○囲み含む)	有の場合の記載内容	第7条第2号に該当
	概要 (症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)	部分開示	製造販売業者への情報提供の有無 (○囲み含む)	概要 (症状・徴候・臨床経過・診断・検査等)	第7条第2号に該当
症状の程度	重い (1 死亡、2 障害、3 死亡につながるおそれ、4 障害につながるおそれ、5 入院 (病院名、医師名、入院日、退院日)、6 上記1～5に準じて重い、7 後世代における先天性の疾病又は異常)	部分開示	1～7 の項目 (○囲み含む)	「5入院」の () 書きが記載されている場合の病院名・医師名・入院日・退院日	第7条第2号に該当
症状の転帰	転帰内容 (1 回復、2 軽快、3 未回復、4 後遺症 (症状)、5 死亡、6 不明)	部分開示	1～6 の項目 (○囲み含む)	「4後遺症」の場合の症状名	第7条第2号に該当
報告者意見		非開示			第7条第2号に該当
報告回数	(1 第1報、2 第2報、3 第3報以後)	開示			
その他	PMDA 受付番号	非開示			第7条第2号に該当
	報告書 ID	非開示			第7条第2号に該当
	欄外の記載、PMDA の補足情報等	部分開示	報告回数	個人情報、個人の特定に繋がる記載	第7条第2号に該当
	FAX 送受信情報	部分開示	FAX 送信日時、ページ数、No.	送信者 (医療機関) 名・FAX 番号	第7条第2号に該当
	印影 (訂正印)	非開示			第7条第2号に該当